

国民健康保険の加入・脱退の際は届出を忘れずに！

退職などに伴い国民健康保険に加入する場合や、就職などに伴い国民健康保険を脱退する場合は、法律（国民健康保険法）に基づき、世帯主からの届出が義務付けられています。

この届出は、マイナ保険証（健康保険証としての利用登録をしたマイナンバーカード）の利用の有無に関わらず必要です。加入・脱退の際は、必要書類をお持ちのうえ、保険課へ届出をしてください。

届出の際に必要なもの



①届出に来られる方（世帯主または世帯員）の本人確認書類

（顔写真入りのものは1点、顔写真無しの場合は2点）

※別世帯の方に届出の手続きを委任する場合は、委任状および手続きされる方の本人確認書類が必要です。

②世帯主および加入・脱退する方のマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

上記の①・②のほか、加入・脱退の手続きに必要な書類は次のとおりです。

加入の届出の場合

（退職、被扶養者認定解除、任意継続終了など）

加入していた健康保険の資格を喪失したこと（資格喪失年月日を含む）が分かる書類

（例）事業所等が発行した資格喪失証明書

※健康保険の資格喪失情報が記載されていない「離職票」などでは手続きができません。ただし、離職者本人のみの加入手続きの場合は、離職票等で手続きができる場合もあります。

脱退の届出の場合

（就職、被扶養者認定など）

新たに加入した健康保険の資格情報（資格取得年月日を含む）が分かる書類等

（例）・新しい健康保険の「資格確認書」

・新しい健康保険の「資格情報のお知らせ」

・マイナポータルの医療保険資格情報の画面

※新しい健康保険の資格を取得した際は、マイナ保険証の保有状況等により医療保険者から「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のいずれかが発行されます。

※新しい健康保険の「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」については、新たに加入した医療保険者や事業所などへ問い合わせください。

※資格喪失証明書の発行については、加入していた医療保険者（協会けんぽ・共済組合・国民健康保険組合など）や勤務していた事業所などへ問い合わせください。

【郵送による手続きについて】

来庁が難しい場合は、郵送による届出も可能です。届出方法は市公式ウェブサイトをご覧ください。

市公式ウェブサイト「国民健康保険の資格・届け出について」▶



【オンラインによる手続きについて】

しまね電子申請サービスによる届出も可能です。右記の二次元コードからアクセスしてください。

しまね電子申請サービス「国民健康保険 加入・脱退の届け出」▶



右記の二次元コードからマイナポータルにログインすると、マイナ保険証の利用登録や、ご自身の健康保険の資格情報等の確認ができます。

※ログインには、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書パスワード(4桁)が必要です。



【問い合わせ先】市保険課 保険係 ☎ 31-0212 ☎ 24-0180